

大 津 北 警 察 署 協 議 会 議 事 録

開 催 日 時		令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 3 時 30 分～午後 5 時 05 分
開 催 場 所		大津北警察署 3 階大会議室
出席者	委 員	石井会長（欠席・会長に再任）、前川副会長（副会長に再任）、海老委員、土井委員、仲川委員、中谷委員、西村委員
	警 察	安田署長、宮脇副署長、水野調査官（警務課長） 小西会計課長、鳥毛留置管理課長、野元生活安全課長 高峰地域課長、岡本刑事課長、山本交通課長、篠崎警備課長
議 事 概 要		1 委嘱状交付 署長から委員 6 人に対して、公安委員会からの委嘱状を交付した。 2 署長挨拶 署長から、今春の異動に伴う署体制と管内の事件・事故の発生状況の説明がなされ、「今年度の警察運営に対して忌憚のない御意見を頂戴したい。」旨の挨拶がなされた。 3 自己紹介 警察幹部及び各委員の自己紹介を実施した。 4 役員の改選 委員の互選により、会長に石井委員が選出され、会長の指名により副会長に前川委員が選任された。 5 副会長挨拶 副会長から「委員は、地元住民の意見を汲み上げ、警察業務に反映していただけるよう、また、警察からの情報を地元に戻元できるように励んでほしい。」旨の挨拶がなされた。 6 議事 防犯カメラの有効性について 警察から防犯カメラの有効性、犯人検挙につながった好事例について説明が行われた。 その際、委員から「通学路での道路交通法違反を防犯カメラで検挙することはできないか。」旨の質問があり、警察から「取締りにも有効活用していきたい。」旨の説明がなされた。

また、防犯カメラの設置について、委員から「自治会で設置をしているが、高価なものであり、維持費もかかる。最近、町内会への加入率も下がってきているので難しい面がある。」、「市に要望したり、身を守るためにも個人で設置することも必要である。」旨の提言がなされた。

委員から「防犯カメラの確認は人がしているのか、A I がしているのか。」旨の質問があり、警察から「A I での判別も可能である。」旨の回答がなされた。また、委員から「会社でも設置しているが、不正行為抑止効果もある。」旨の発言がなされた。

これを受け、委員から「何か起きてから防犯カメラを確認するだけでなく、未然防止のために防犯カメラを使えないか。」、「事件が起こる前でも映像を確認し、それを基に警告・指導を行えないか。」旨の提言があり、警察から「犯罪があれば検挙・指導・警告を行っている。」旨の説明がなされた。

委員から「防犯カメラで県外にいる犯人をどのように逮捕したのか。」旨の質問があり、警察から「労力にかかるが、防犯カメラを精査した。」旨の説明がなされた。

委員から「改めて防犯カメラの必要性を感じた。他の人にも伝える。」旨の意見がなされた。

また、委員から「被害者を増やさない対策も大事であり、実施している方策はあるのか。」旨の提言があり、警察から手口の例を挙げながら、「防犯教室での講話やチラシ、ポスターで周知を図っている。講話では、他の人への発信も呼びかけているが、なかには自分は被害に遭わないと思っている方もおり、そのような方にも警戒の必要性を説明している。」、「地元ベースで広げることが有効で、要望に応じチラシの配布や防犯教室を行う。」旨の説明したところ、委員から「チラシをいただき周知する。」旨の意見があった。

委員から「最近電話番号の表示を変えたり、警察官を騙る手口があり、高齢者だけでなく若手も騙されていると聞いた。」旨の発言があり、警察から「警察からラインでやり取りしたりビデオ通話で警察手帳や逮捕状、搜索差押令状を示すことはない。実際に持っていく執行するものである。そのような場合は一旦電話を切って最寄りの警察に確認するようにしてほしい。」旨の説明がなされた。

7 次回協議会の日程

次回協議会は、国スポ・障スポの開催もあり9月上旬か10月中旬の開催予定とするが、後日改めて日程調整することで委員の賛同を得た。

協議テーマについては、委員から要望が出ればそれをテーマとするが、要望が無ければ事務局に一任する。

見学の要望については、ラウンドアバウトの施設見学を提案し、委員から賛同を得た。